

第四十八号

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例（平成二十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業飛躍を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。